

## 令和8年度 処遇改善加算等の取得状況について

当法人では、下記の加算を算定するために必要な要件を満たす「令和8年度 福祉・介護職員処遇改善加算等 処遇改善計画書」を提出しております。

適用加算：福祉・介護職員処遇改善加算（加算）Ⅰ口 （令和8年6月施行）

※新加算Ⅰ口の加算率

児童発達支援：15.8%、放課後等デイサービス：16.1%、就労継続支援B型：10.9%

### <福祉・介護職員処遇改善加算>～拡充の概要～

- 1) 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施する。
- 2) 具体的には以下の措置を講じる
  - ①今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大
  - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
  - ③処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善を新設する。
  - ④ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

当法人で取り組む算定要件等は以下の予定です。

### 1. キャリアパス要件

#### 1) キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備します。

#### 2) キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保します。

- a：研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価
- b：資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

#### 3) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備します。

- a：経験に応じて昇給する仕組み
- b：資格等に応じて昇給する仕組み
- c：一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

#### 4) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額460万円以上。※事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり既定の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間要するため、取り組み中。

#### 5) キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

福祉・専門職員配置等加算等の届出を行っています。

### 2. 職場環境等要件

6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取組予定。情報公表システム、ホームページ等で実施した取組の内容について具体的に公表します。

<区分>

- ・入職促進に向けた取組
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・両立支援・多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための業務改善の取組
- ・やりがい・働きがいの醸成

### 3. 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組対応予定

要件は以下の通り。

ア・イのいずれか及びウを満たすこと

- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属すること
- ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分

### 4. 見える化要件について

当法人では、各事業所のホームページにおいて、取り組み状況を掲載するとともに、「障害福祉サービス等情報公表システム」にて職場環境等要件について掲載予定です。

※要件等掲載内容：厚生労働省「令和8年度の障害福祉人材の処遇改善等の対応」参照しています。